

2024年9月号

(2024年9月20日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

## 泉州経営協会 静社労士事務所便り

### 2024年度 最低賃金改定、健康保険証の新規発行の終了と資格情報のお知らせ

最低賃金が高くなると、子供のおこづかいも高くする必要があるので？とふと思います。。。というわけで、今回は最低賃金を紹介していきたいと思います。

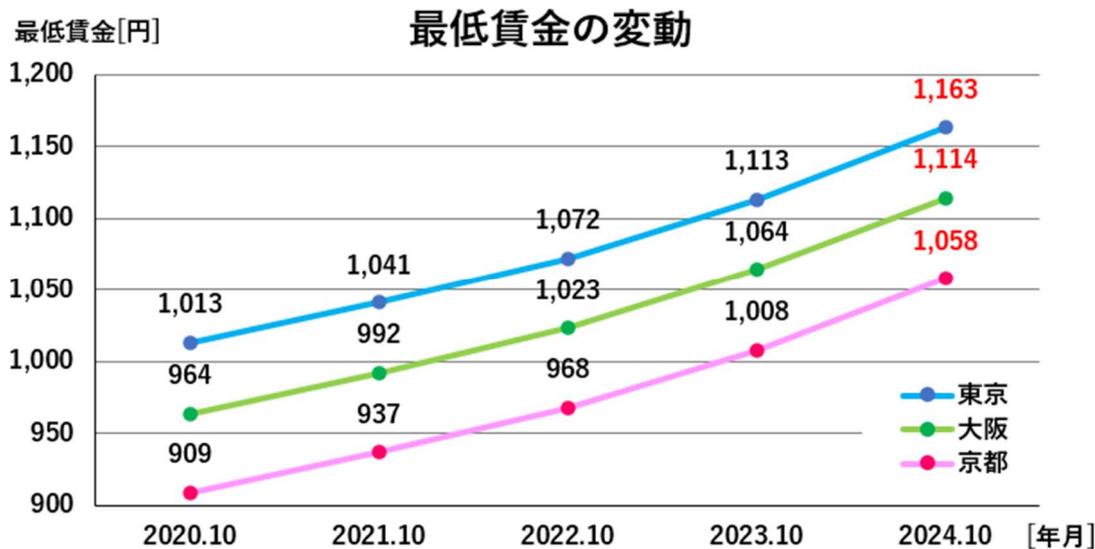
※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

#### ◆2024年度 最低賃金改定

2024年10月から最低賃金が改定され、**東京都 1,163円、大阪府 1,114円、京都府 1,058円、愛知県 1,077円、熊本県 952円、福岡県 992円、兵庫県 1,052円**になります。9月19日時点で、岩手県と徳島県がまだ答申中のため、全国加重平均は未定ですが、前年度比**50円程度増**になりそうですので、**1,054円程度**には引き上げになります。

厚生労働省

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)>



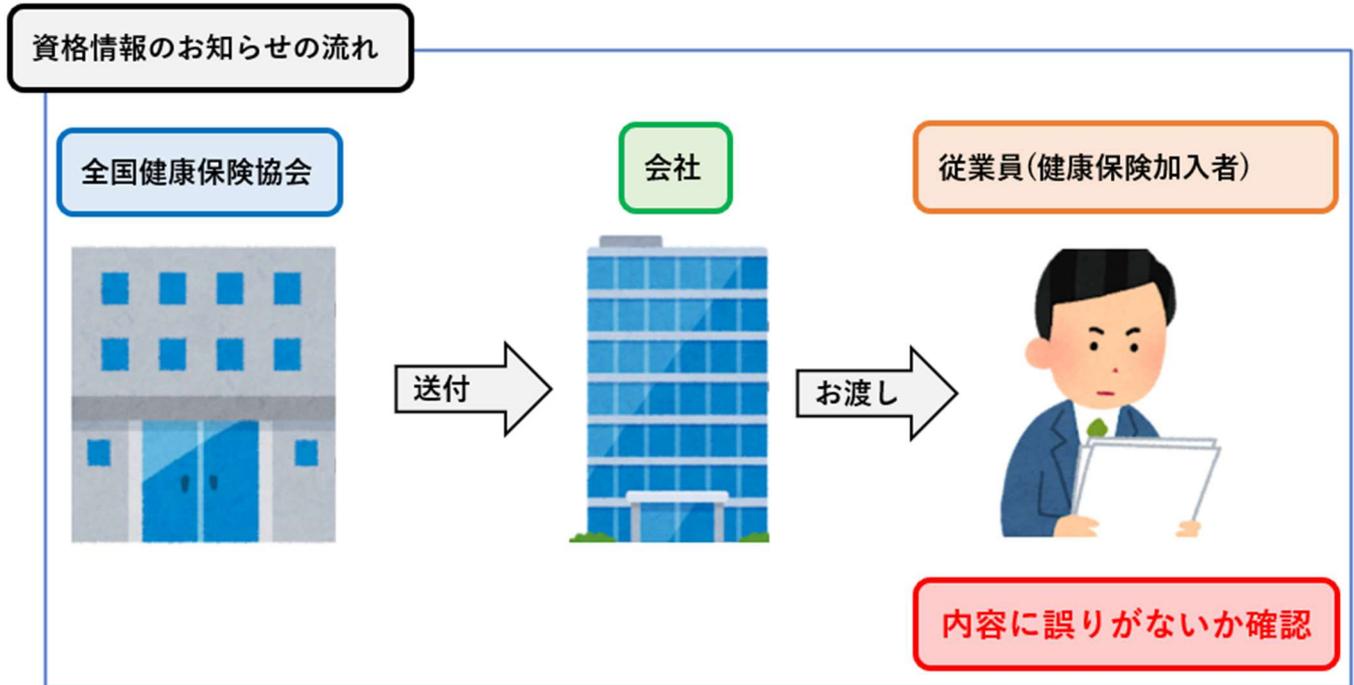
最低賃金は、2030年代半ばまでに**全国加重平均 1,500円**を目指す目標とされており、単純に考えれば**毎年50円程度引き上がっていく**ことになります。

#### ◆社会保険定時決定による社会保険料の変更

社会保険の定時決定(4,5,6月に支払われた報酬を算定基礎届により届出し、標準報酬月額を決定し直す)により、9月分の社会保険料が変更になる方がいると思います。定時決定は年1回の手続きであることに加え、算定基礎届の提出は7月、社会保険料の変更はこの時期で、時期がずれているということもあって、社会保険料の変更が漏れるケースがたまに見られます。社会保険料は原則、次の定時決定までの1年間変わらないため、変更漏れがあると1年分の社会保険料や、従業員の給与が正しくなくなってしまいます。弊社に定時決定手続きをご依頼頂いた皆様につきましては、保険料通知をお送りしておりますので、ご確認頂ければと思います。

◆健康保険証の新規発行の終了と資格情報のお知らせ

2024年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されます(現在の保険証は2025年12月1日まで利用可)。移行に伴い、全国健康保険協会から会社宛てに「資格情報のお知らせ」が送付されますので、被保険者にお渡しの上、内容に誤りがないかご確認をお願いいたします。



送付対象者：健康保険加入者全員  
 送付時期（1回目）：2024年9月9日～2024年9月30日  
 送付時期（2回目）：2025年1月22日～2025年2月3日

確認事項：氏名、フリガナ、生年月日、マイナンバーの下4桁 等

※全国健康保険協会ではマイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書が同封されます。

※確認事項の内容に誤りがあった場合は、全国健康保険協会の都道府県支部へご連絡してください。

全国健康保険協会：<<https://www.kyoukaiken.po.or.jp/file/202406saga2.pdf>> 抜粋 参考

厚生労働省：<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)> 参考

送付物イメージ

お問い合わせ番号  
00-00000000-00000000

T123-4567  
東京都〇〇区〇〇町1-2-3  
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(校番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年10月1日			
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825 1

左を切り取ってご利用いただくこともできます(このお知らせのみでは受診できません)

2

記号	12345678	番号	1234567	校番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年10月1日				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部				